明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の温泉旅館料理事業及び娯楽施設の経営業務に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成三十年五月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成三十年四月三十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

平成三十年三月二十八日

山形県上山市新湯一番三三号

(甲) 株式会社月岡ホテル

代表取締役　阿部美奈子

山形県上山市新湯一番三三号

(乙) 有限会社月岡ホテル

代表取締役　堺　健一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月二十八日

愛知県一宮市大和町毛受字宮東八二番地

合同会社グローバルリンクス

代表社員　森　洋司

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社新長崎とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の貸借対照表は当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

平成三十年三月二十八日

長崎市畝刈町一六一三番地八五

新長崎漁港ショッピングセンター協同組合

代表理事　松下　友司

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月二十八日

東京都台東区蔵前四丁目五番九号

株式会社一心堂嶋野

代表取締役　嶋野　浩詔

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月二十八日

東京都足立区小台二丁目五〇番五号

日映精機株式会社

代表取締役　永井　博雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である伊勢田一弥が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年三月二十八日

東京都中央区銀座六丁目六番一号

ＳＴＵＤＩＯ　ＩＳＥ－ＤＡ，Ｉｎｃ．

日本における代表者　伊勢田一弥

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である川口淳が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月二十八日

東京都中央区八丁堀二丁目三〇番一五号東海ビル三Ｆ　BIOTOPE ASIA LIMITED

日本における代表者　川口　淳

限定承認公告

本籍北海道札幌市西区発寒一五条一丁目一一番、最後の住所北海道恵庭市有明町三丁目一一番七号

被相続人　亡　福田　照子

右被相続人は平成三十年二月十九日死亡し、その相続人は平成三十年三月十五日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十八日

札幌市豊平区平岸四条一丁目八番二六号

相続財産管理人　福田　妙一

限定承認公告

本籍東京都江戸川区新堀一丁目三番地七、最後の住所東京都江戸川区新堀一丁目三番一三号

被相続人　亡　小池　勇次

右被相続人は平成二十九年七月十七日死亡し、その相続人は平成三十年三月十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十八日

東京都江戸川区新堀一丁目三番一二号

相続財産管理人　浅沼　深雪

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十四億五百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年四月二十五日付官報の号外第九十号八十五頁に掲載されております。

平成三十年三月二十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

インダス特定目的会社

取締役　中村　武

債権申出の公告（第二回）

当土地改良区は、平成三年五月二十日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

岩手県九戸郡野田村大字野田第二七地割五〇番地二

長地土地改良区

代表清算人　久慈　竹蔵

訂正公告

平成三十年三月二十三日（号外第六十二号）掲載の株式会社アームズに係る解散公告中、「代表清算人　中田　晃」とあるは「代表清算人　中田　晃」の誤りにつき訂正します。

平成三十年三月二十八日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三			（削る）	第十八章　削除
			〃	〃
			〃	第十八章
四			〃	第十九章
八			第九十三条の三第二号	第九十三条の三第二号
			〃	第十九章
一二			〃	第十九章
			〃 一六	を除く。第百二十五条の五、第十三条の二以下同じ。）
			〃	除く。第百二十五条の五、第十三条の二以下同じ。）
一三			〃	除く。第百六十六条の五、第百三条の二
			〃 二	六十三条の二
三三			〃 一五	（削る）
			〃 一六	第十八章　削除
				第十九章

（印刷誤り）

二六			はこの限りではない。	はこの限りではない。

（印刷誤り）

平成三十年三月五日（号外第四十五号）厚生労働省告示第四十九号（訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件）

（印刷誤り）

四七九	下	一二	口腔内喀痰吸引	口腔内の喀痰吸引

◉号外　三月二十八日付第六七号一
府調達第五七号二四ページ
六〇ページ●同日付第六八号六八〇ページ●同日付政
●一月二十四日付衆会第二号二四ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）